

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23601011

研究課題名(和文)ドイツ・日本の就学前児童保育における「ことばの発達支援」

研究課題名(英文)Promotion of the development of preschool children's language skills in Germany and in Japan

研究代表者

恒川 元行(TSUNEKAWA, Motoyuki)

九州大学・言語文化研究科(研究院)・教授

研究者番号：70197747

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の就学前教育への問題提起も念頭に置きつつ、ドイツがPISA 2000後に「就学前児童のためのことばの発達支援」に関して何をしようとしてきたのか、を跡付けることを課題とした。手掛かりとしたのは、連邦政府、移民難民庁、統計庁の公表資料、常設連邦州文部大臣会議(KMK)の決議や議事録、また具体例としてバイエルン州の州法、州教育計画、州家庭省の「子どもの教育と保育」サイトなどである。「ことばの発達支援は機会平等の重要な土台をなす」を基本理念として、ドイツは「移民背景を持つ子どもたち」だけでなく、すべての子どもたちに質のよい幼少期教育、特にことばの教育を保障しようとしている。

研究成果の概要(英文)：This research has aimed to find out what nature of basic ideas and efforts the German government has had after PISA 2000 when they attempt to promote the development of preschool children's language skills, by means of 1) the related documents by the Federal Government of Germany, the Federal Office for Migration and Refugees, the Federal Statistical Office, 2) the resolutions and proceedings by the Standing Conference of the Minister of Education and Cultural Affairs, and 3) the state law, the state education plan, various kinds of information on the websites of the State of Bavaria. On the basis of the principle that promotion of the development of language skills provides the foundation of the equal opportunities, Germany endeavors for all children to realize early childhood education of good quality, especially as to language promotion.

研究分野：ドイツ語語彙論・辞書論

キーワード：就学前教育 幼少期教育 ことばの発達支援 移民背景を持つ人たち 第2言語としてのドイツ語 プレ  
スクール Kita(全日制子ども保育施設)

1. 研究開始当初の背景

(1) ドイツの状況

ドイツの「移民背景を持つ人たち」の割合は16% (約 1330 万人) で、日本 (在留外国人; 1.6%=約 200 万人) の 10 倍に相当する。この状況から、ドイツは 2005 年に移民法を改正し、移住者に「ドイツの言語、法秩序、文化、および歴史」の学習を義務付けた。また、ドイツ生まれの子弟の増加に対応して、学校教育の前提となるドイツ語知識を保障するため、就学前教育を拡充する方向性が打ち出され、実施に移されつつあった。

(2) 日本の状況

他方、日本でも「出入国管理及び難民認定法」改正 (1990 年) により日系人を含む在留外国人が急増し、日本で学校教育を受ける子どもも増加した。就学前児童に関しても、愛知県豊田市の資料によれば、保育園に通園する外国人児童の割合 (下表参照) は増加傾向を示し、ドイツと同じく「就学前児童を対象にしたことばの発達支援」という視点が必要になりつつあることを示していた。

豊田市保育園の外国人児童の割合 (%)

	0 歳	1 歳	2~3 歳	4~5 歳
2005 年	8.3	9.8	4.4	2.9
2007 年	14.8	9.4	6.9	3.1

(3) 日本での研究状況

日本の「外国にルーツを持つ」子どもたちの教育を扱った研究では、就学前を対象としたものは少なかった。また、林 恵「群馬県大泉町における外国人の就学前保育の現状について」(平成 11~13 年度科研報告書『群馬県太田・大泉の小中学校国際化の実態と求められる教員資質の総合的研究』)によれば、就学前教育関係者の認識も「あまり問題はない。(日本語は) すぐ覚える。」程度と報告されており、就学前段階でのことばの発達支援への関心は高いものではなかった。

(4) 日独の類似性

ドイツは、アメリカなどの建国以来の多民族国家、フランスなどの旧植民地からの移住国家と異なり、労働力として外国人を受入れてきた経緯がある。この点で日本と共通性があり、直接参考にできる点が多いと思われた。

2. 研究の目的

本研究は以上のような認識に基づき、日本の就学前教育への問題提起も念頭に、「就学前児童のためなことばの発達支援」に関わるドイツの試行錯誤の調査を主な課題とした。

3. 研究の方法

本研究は、先行実施したベルリン州教育省、ドイツ青少年研究所などでの関係資料調査 (2006、2007)、豊田市役所子ども部保育課での聞き取り調査 (2008) などを踏まえ、おもに次の 2 つの方法で実施した。

第 1 は、インターネット上の情報・資料の利用である。ドイツは連邦制を取っており、連邦政府と連携しつつ 16 州がそれぞれ独自の教育行政を行っている。そのため、政策調整用の常設連邦州文部大臣会議 (以下 KMK) も設置されている。本研究には何よりも KMK のほか、連邦政府、教育研究省や移民難民庁、統計庁、バイエルン州家庭省、ベルリン州教育省などの行政機関、またドイツ青少年研究所、バイエルン州幼少年期教育研究所などの教育関連研究所が盛んに発信している関連情報・資料を利用した。

これに対し、日本の在留外国人のための日本語学習支援には行政の関与が乏しく、文部科学省や愛知県プレスクール事業関係を除き、ネット上の情報・資料は限られていた。日本語支援の現状はほとんどがボランティア活動であり、情報発信までの余力がないことはやむを得ないところである。したがって第 2 の方法として、実際に研修会、研究会、シンポジウム等、現場に足を運ぶことで情報・資料の収集を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) ドイツの現状

ドイツの移民に関する状況は、現在、一層深刻化している。2014年の「移民背景を持つ人たちは約1653万人で、総人口8061万人の約20.5%を占めるに至っている（ドイツ連邦統計庁、日本は1.6%で変わらず）。もはや「移民＝外国人」という単純な図式で把握できる状況ではなく、「すべての外国人とドイツに帰化したかつての外国人、1949年以降にドイツ人としてドイツ連邦共和国の今日の領土に移住してきたすべての人たち、ならびにドイツでドイツ人として生まれ、少なくともその父母の一方が移住者かドイツ生まれの外国人であるすべての人たち」（統計庁「抽出国勢調査」）と定義される、「移民背景を持つ人たち」という概念が必要になっている。ドイツ生まれの「移民背景を持つ子どもたち」も増加しており、特に大都市ではすでに50%にも達している（下表参照）。

移民背景を持つ人たち (%)

	全体	6歳未満
フランクフルト	43.2	77.5
ミュンヘン	36.0	58.4
ハンブルク	27.0	48.9
ベルリン	24.8	43.8

Mikrozensus (抽出国勢調査) 2011による

このような状況は、第1回PISA学力調査（PISA 2000、【資料1】参照）の芳しくない結果と相まって、ドイツにこれまでの教育制度・内容の見直しを迫ることになった。

以下では、本研究で調査・参照した多種多様な資料・文献のうち、「幼少期教育の再検討」「ことばの教育の重視」「バイエルン州の施策」に関わる主要なもののみを略述紹介する。なお、幼稚園等の就学前教育・保育施設には多様な形態のものがあり、総称してKindertagesstätte/-einrichtungenと呼ばれるが、以下 Kita と略記する。

##### (2) 幼少期教育の再検討

【資料1】 2002年10月7日のKMK決議：PISA 2000 - Zentrale Handlungsfelder. Zusammenfassende Darstellung der laufenden und geplanten Maßnahmen in den Ländern. 「PISA 2000 — 主要な行動分野. 連邦州で実施中および計画中の施策の概要」

PISA 2000によって顕在化した教育課題を克服するため、ドイツは2000年代に主として「学校制度の改革」「学校の終日化」「就学前教育の強化」「教育標準作り」（近藤孝弘「ショック療法の功罪～ドイツにおける低学力問題をめぐる評価の政治」2010:2）に精力的に取り組むことになる。このKMK決議では、PISA成績の総括を踏まえ、「就学前教育」「初等教育」「教育格差」「標準化」「教員養成」「終日化」等の課題確認が行われている。

【資料2】 2004年6月3日・4日のKMK決議：Gemeinsamer Rahmen der Länder für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen「Kitaにおける幼少期教育のための連邦州共通枠」

この決議には、各州の年少期教育の指針となる「教育計画」策定についての合意が含まれている。「（この決議に基づき）すべての州がこれまでの間に教育計画ないし教育合意を策定した。いずれの連邦州もこれによってKitaの教育努力をより強化し、初等教育領域とのより緊密な協働を保障している。その中核は、基本的能力の習得と人的リソースの開発と強化である。ことばの教育はその際、特別な役割を果たす。」（KMKのFrühkindliche Bildung「幼少期教育」のページ）。

【資料3】 2009年6月18日のKMK決議：Den Übergang von der Tageseinrichtung für Kinder in die Grund-

schule sinnvoll und wirksam gestalten - Das Zusammenwirken von Elementarbereich und Primarstufe optimieren. 「Kita から基礎学校への移行期を有意義に、また効果的に形作る - 基礎分野と初等段階の協働を最適化する」

本決議は【資料 2】と同じく、連邦州青少年・家庭大臣会議（以下 JFMK）との共同決議であり、特に基礎教育段階（就学前）から基礎学校（就学後）への接続／移行の課題を扱っている。「JFMK と KMK はこの（前年の）合同専門会議の成果を評価し、Kita から基礎学校への移行が断絶や失敗経験なしに首尾よくなされるのが、子どもたちにとって極めて重要であることを強調する。」（p.3）

### （3）ことばの教育の重視

【資料 4】Der Nationale Integrationsplan. 「国民統合計画」2007 年

前節の資料ではいずれも、「ことばの発達支援」が「幼少期教育の質の保障」という教育政策上の問題意識から注目されていた。

【資料 1】では連邦州と KMK が優先して取り組むべき行動分野の第 1 として「就学前教育段階での言語能力の改善」が挙げられており、

【資料 2】の決議に基づく各州の「教育計画」においても「ことばとリテラシー」は重要テーマの一つになっている。しかし、統計調査が明らかにした社会的格差の拡大、移民の社会的統合の遅滞という事実確認が契機となって、ドイツ語習得の問題が若干の政治的色彩を帯びることになった。本【資料 4】のメルケル首相の「まえがき」にある一節「統合の不足には、中でもドイツ語の知識と教育や職業専門教育の弱点が含まれている。」は、ときにそのような意味合いで理解される。

「統合計画」はしかし、「協働してよりより統合に向けた動きを作り出す」（p.35）ため、移民の代表者も参加した 6 つの作業部会

で扱われた 10 テーマの討議結果を部会報告どおりに採録したものであり、きわめて民主主義的な手続きを経ている。また下に挙げた引用、すなわち第 2 テーマ「幼少期教育：生まれたその日からドイツ語習得を支援する」の報告冒頭の一節が示すように、内容的にも同様である。さらには、「母語—すなわち父母や重要他者によって子どもとの間で用いられる言語—の十分な習得が言語能力発達の本質的前提であり、受け入れ国の言語の習得、すなわちドイツ語の習得の前提である。」（p.48）とも述べられている。

「ことばの発達は人格発達の本質的な一部をなしており、ことばの発達支援は幼少期教育の中核的領域の一つである。ことばの発達支援は機会平等の重要な土台をなし、特に Kita から基礎学校への移行に関してそうである。PISA 調査やドイツの幼少期教育・保育政策に関する OECD 報告は、子どもの教育および発達プロセスにとって言語能力が持つ重要性を強調している。移民背景を持つ子どもたちは、すでに人生の最初期にドイツ語知識を獲得する機会に恵まれていないことが多い。

統合政策上の期待や要求は、それゆえ中でもドイツ語の継続的な、また体系的な発達支援に向けられる。ことばの教育は教育関係者や施設の一貫した共通課題である。ことばの教育は家庭で始まり、Kita やその後の教育機関において補足を受け、継続される。父母の存在はことばの教育のいずれの段階においても重要であり、当初からその責任の履行が求められる。子どもの多言語環境は、ことばの教育過程においてチャンスと理解され、利用されなければならない。」（p.47）

【資料 5】Sprachliche Integration von Migranten in Deutschland. ドイツ連邦移民難民庁・統合報告「ことばから見たドイ

ツの移民の統合」2008年

本資料の表題に含まれる形容詞 sprachlich「ことばの」も、「序文」冒頭に「受入れ国の言語の知識は、移民の統合にとって不可欠である。『言語は移民統合の中核的側面の一つ、おそらくもっとも重要な側面である。』(Esser 2006a:23)。ドイツ語知識の習得と表現能力の改善は、移住者の受入れ国への統合過程の尺度とも、その中核的前提条件とも見ることができる。」(p.10)とあることから、政治的色調の「ことば=ドイツ語による(統合)」と理解されることがある。本資料の内容はしかし、「この報告はさまざまな言語知識調査(IGLU, PISA, HIS調査)のすでに公表された結果をまとめ、連邦州の就学前児童のことばの発達状況調査の結果のうち入手可能なものを記述している。」(p.45 Fazit「結論」という「ことばの面から見た」統合状況の客観的分析である。

#### (4) バイエルン州の施策

【資料6】Der Bayerische Bildungs- und Erziehungsplan für Kinder in Tageseinrichtungen bis zur Einschulung「就学までのKitaの子どもたちのためのバイエルン州教育計画」

「バイエルン州教育計画」は、バイエルン州児童教育法実施規則に規定された「Kitaの教育目標や品質を確保するための重要プロセス」(州家庭省HP)を詳細に説明したものである。KMKの「共通枠」決議(2004年【資料2】)に先行する形で、バイエルン州は2001年に「計画」の開発に着手し、わずか10年で470ページ(第5版、2012年)にまで拡充している。その第1章「基礎教育領域のための教育計画の必要性」は、それを「社会の変化」「新たな科学的知見」に続けて、「幼少期教育の高い重要性を考えれば、教育履歴の最初のステージとしての基礎教育領域の

ために、これまで以上に方向性の明確化や支援の強化が必要である。幼少期教育活動の目標や内容を詳しく説明した教育計画は、Kitaにおける教育の質を高めたり確保したりするための不可欠の前提である。」(p.8)と説明している。「州教育計画」は現在ではさらに、「教育計画と基礎学校授業計画の内容を相互にいつそう調和させる」(州家庭省HP)ことを目的とした「バイエルン州教育要綱、共に責任を担う—基礎学校修了までの子どもの教育のための要綱」、および指導要領「3歳までの子どもの教育と保育」によって補われ、基礎教育と初等教育の全体(0~10歳)をカバーする内容に拡充されている。

【資料7】Sprache und Literacy. バイエルン州家庭省「ことばとリテラシー」

本ウェブサイトは、「ことばの能力は鍵となる能力である。これは学校や職業で成功を勝ち得るための重要な前提であり、社会的・文化的な生活への参加を可能にするものである。」という基本的理念の表明から始まっている。ここには、バイエルン州の「ことばとリテラシー」教育に関する情報が網羅されており、リンクからさらに詳細資料を参照することもでき、きわめて充実している。たとえば、ことばの教育と発達支援に関して、冊子「生まれたその時からの子どものことばの教育(Sprachliche Bildung bei Kindern von Geburt an)」、その簡略版「幼少期のことばの教育—保護者への助言(Frühe sprachliche Bildung - Anregungen für Eltern)」が、また「多言語は豊かさである」という観点からまとめられた父母通信「私の子どもはどのように2言語、ドイツ語と家庭言語を学ぶの?(Elternbrief. Wie lernt mein Kind 2 Sprachen, Deutsch und die Familiensprache?)」などが入手可能である。

【資料 8】 Verordnung zur Ausführung des Bayerischen Kinderbildungs- und -betreuungsgesetzes. 「バイエルン州 児童教育法実施規則」 2014 (2005) 年

本「実施規則」は、【資料 7】にも言及のある重要資料である。その第 5 条が「ことばの教育と発達支援」であり、第 2 項に移民児童へのドイツ語支援の手順が規定されている。

「(第 2 項) その父母がともにドイツ語を母語としない子どものことばの発達状況は、就学 2 年前の Kita 学年の前半において、観察用紙『Kita における移民児童の言語行動とことばへの関心 (SISMİK) — 狭義の言語能力 (ドイツ語)』を用いて調査されなければならない。この調査に基づき特に要支援と診断された子ども、あるいは準備講習を組み込んだ Kita への通園を義務付けられた子どものことばの教育と発達支援は、基礎学校と協働してそのための内容基準『準備講習 就学前ドイツ語学習』または同等の適切な支援施策に基づいて実施しなければならない。」

ここに規定されたドイツ語習得支援は、2013 年 9 月から「その父母の少なくとも一方がドイツ語を母語としている子ども」にも拡大されている (同第 3 項、観察用紙は Seldak 「ドイツ語環境で生育している子どもたちのことばの発達とリテラシー」)。

すなわち、バイエルン州の施策の要は観察用紙 Sismik、Seldak を用いてすべての子どものドイツ語の発達状況確認 (診断) を行い、ニーズが判明すれば「ドイツ語準備コース Vorkurs Deutsch 240」への参加を推奨するというものである。この「準備コース」は Kita と基礎学校の協働 (各 120 時間ずつ) により実施され、3 分冊からなる詳細な指導要領「バイエルン州ドイツ語準備コース 240 時間—実施のための指導要領 (Vorkurs Deutsch 240 in Bayern - Eine Handreichung für die Praxis)」が用

意されているほか、確実な実施を目的とした担当者のための研修も行われている。

#### (5) まとめ

ドイツの「就学前児童のことばの発達支援」には行政のイニシアティブがあり、充実度が高い。対応を迫る社会状況があるにせよ、また試行錯誤の連続で未解決の問題も多々あるにせよ、ドイツの努力姿勢は高く評価できるものである。当初の想定とは異なり、日独間の状況や施策の違いは大きい。しかし、その違いを越えて学べることも少なくない。日本の幼少期教育関係者には、ドイツにもぜひ関心を向けてほしいと願っている。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 (計 4 件)

- ① 恒川元行、バイエルン州労働・社会・家庭・統合省「子どもの教育と保育 ことばとリテラシー」(研究資料の翻訳と解題)、九州大学言語文化研究院、言語文化論究、33、135-147、2014、査読なし
- ② 恒川元行、ドイツ常設文部大臣会議「全日保育施設における幼児教育のための連邦州共通枠」(研究資料の翻訳と解題)、九州大学言語文化研究院、言語科学、49、91-99、2014、査読なし
- ③ 恒川元行、リタ・ザンダー／リタ・シュパニア著「ことばの発達とことばの発達支援—教育的実践のための基礎—」第 2 章「ことばの発達支援の現状」(研究資料の翻訳と解題)、九州大学言語文化研究院、言語文化論究、31、71-75、2013、査読なし
- ④ 恒川元行、リタ・ザンダー／リタ・シュパニア著「ことばの発達とことばの発達支援—教育的実践のための基本—」第 1 章 (研究資料の翻訳と解題)、九州大学言語文化研究院、言語科学、48、63-77、2013、査読なし

〔学会発表〕 (計 1 件)

- ① 恒川元行、ドイツは就学前の子どもたちのことばの教育をどう考えているか?—バイエルン州を例として—、日本独文学会西日本支部第 65 回研究発表会、2013 年 12 月 8 日、大分大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

恒川 元行 (TSUNEKAWA, Motoyuki)  
九州大学・大学院言語文化研究院・教授  
研究者番号: 70197747